

令和 2 年度

第 10 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

令和3年1月7日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、令和2年度第10回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

## <報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について
- 報告第4号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
- 報告第5号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出について

## <出席委員>（7名）

- 3番委員：森 紀久嗣
- 4番委員：鈴木 孝一
- 5番委員：渡辺 忠洋
- 6番委員：吉野 公博
- 7番委員：浅野 幸男
- 8番委員：山口 豊
- 9番委員：矢代 とみ江

## <欠席委員>（3名）

- 1番委員：加曾利 益弘
- 2番委員：佐川 順一郎
- 10番委員：押元 康郎

## <出席職員>

- 事務局長 秋山 賢次
- 事務局 加藤 庸永
- 寺井 絵里

開 会（午後 2 時 00 分）

事務局長（秋山課長）

本日は、お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

只今から、令和 2 年度第 10 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、7 名の出席をいただいておりますので、大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

なお、押元会長と加曾利委員、佐川委員におかれましては、本日、都合により欠席との連絡を受けておりますので、御報告いたします。

それでは、会長が欠席でございますので、大多喜町農業委員会会議規則策第 4 条第 2 項の規定により森副会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

（森副会長 挨拶）

議長（森副会長）

それでは、議事日程 3 の議事録署名人の指名について、大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。9 番委員の矢代委員と 4 番委員の鈴木委員をお願いいたします。

それでは早速、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を受けた後、発言されますようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、2 ページをお開きください。

今回、申請案件が 4 件ですので、先に一括して事務局で説明を行った後、1 件ずつ審議をお願いします。

議案第 1 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和 3 年 1 月 7 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 21。所在・地番、森宮字堰下 ■番■。地目、田。地積、85 平方メートル。外 3 筆、合計 4 筆、合計地積が 3,788 平方メートル。権利者、勝浦市〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲受人、株式会社の新規事業として、

休耕地を有効活用した果樹等の栽培事業を始めるため。譲渡人、会社経営の傍ら所有する農地を管理してきたが、耕作ができないため有効利用をしたいと考えたため。権利内容、使用貸借権設定。

続きまして、番号 22。所在・地番、八声字上 ■■■ 番。地目、畑。地積、214 平方メートル。外 3 筆、合計 4 筆、合計地積が 743 平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲受人、新規で農業を始めるため。譲渡人、高齢のため、土地の管理ができないため。権利内容、売買による所有権移転。

番号 23。所在・地番、田丁字下屋敷 ■■■ 番。地目、田。地積、1,046 平方メートル。権利者、千葉市〇〇〇〇氏。義務者、千葉市〇〇〇〇氏。事由、譲受人、平成 2 年から申請地を耕作して 30 年となり、今後も農業を営むため。譲渡人、大多喜町に居住しておらず、管理が困難なため。権利内容、売買による所有権移転。

番号 24。所在・地番、弓木字下畑 ■■■ 番。地目、田。地積、657 平方メートル。外 5 筆、合計 6 筆、合計地積が 2,450 平方メートル。権利者、千葉市〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲受人、隣接地であり、農業をやりやすいため。譲渡人、相続したが、会社員であるため、維持管理が困難であるため。権利内容、売買による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては、4 ページに掲載のとおりです。

資料につきましては、資料番号 21 から 24 のとおりです。

また、番号 21 の申請案件につきましては、農業経営実施計画書及び営農計画書が提出されましたので、その写しを追加資料として添付しております。作付け予定の作物や生産量、販路等の詳細が記載されておりますので、審議の御参考にしていただきたいと思います。

説明は、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

議案第 1 号、番号 21 については、8 番委員の山口委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

山口委員（8 番）

昨年 12 月 14 日、私と借受人、事務局職員 2 名の 4 人で現地を視察いたしました。

場所は、国道 297 号の船子交差点から 465 号に入り、右側に旧大多喜女子高等学校がありますが、その真裏に当たりま

す。465号の最初のカーブの先、1本目を右に入って100メートルくらいの所の左側に申請地があります。

義務者がお持ちの土地がありまして、その土地を借りて、権利者がラズベリーを栽培したいということです。

4筆ありまして、とりあえずは、1筆目の所で、道路から1メートルくらい下がった所です。

義務者の子息は、農業をしていないため、管理が大変なので、借りる方がいれば耕作してもらいたいということで、権利者に声をかけました。

権利者は、会社が勝浦にありまして、そこに畑で、ラズベリーを作ってくれる方が勝浦に住んでいるらしいです。その方をこちらに派遣してラズベリーを作って、そのラズベリーを販売して収入を上げながら、ラズベリーの畑をもっと増やしていきたいということです。

現地は、道路から1段下がっているところが、1枚田になっていまして、造成しなければならないということですが、1メートル未満なので、町の条例に沿って手続きをとっているそうです。

成功すれば、4筆あるので、それを全部ラズベリーの畑にしたいということでした。

以上ですので、御審議の程をよろしくお願いいたします。

議長（森副会長）

御苦勞様でした。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

渡辺委員（4番）

説明の中に出てきた〇〇氏は、権利者の法人の社員ですか。

事務局（寺井）

追加で配布しました資料に農業経営実施計画書があります。その3枚目に、農業労働力として、氏名を掲載している欄がございます。その中に、取締役として〇〇氏が入っております。

浅野委員（7番）

ラズベリーというのは何ですか。

事務局（寺井）

いわゆる木苺です。

矢代委員（9番）

権利者の法人は、代表者が勝浦市に住んでいるようになっていますが、この会社は、人材派遣会社なのですか。

実績はどの程度なのでしょう。代表取締役の年間の農業従事日数が記載されていませんが、本人は農業従事しないのでしょうか。そうすると、残る3名の方が農業に従事するこ

	<p>とになるのですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
<p>事務局（寺井）</p>	<p>権利者の法人の事業目的ですが、米、野菜、果樹等の生産、仕入れ、販売等の農業業務や、そのほか花苗定植、花壇管理等の園芸業務などが主な事業目的となっております。</p> <p>人材派遣の業務に関しては、人材派遣というよりは、自立支援業務ととらえておりますが、別のNPO法人で〇〇氏が行っている事業だと伺っております。NPO法人に所属している方、自立支援が必要とされる方を勝浦市へ連れてきて、今回の場合は大多喜町で農業生産に携わってもらい、それを自立支援のきっかけにしてもらおうというような取り組みをされているということを伺っております。</p>
<p>矢代委員（9番）</p>	<p>第三者の方から伺ったのですが、この方たちは社会福祉協議会を通じて大多喜町で事業を行うという方なのでしょうか。</p>
<p>事務局（寺井）</p>	<p>社会福祉協議会とのつながりは分からないのですが、元々は竹チップの生産を主要業務として行っているということは伺っております。事務局が把握している情報はそのような情報になります。</p>
<p>議長（森副会長）</p>	<p>ほかに質問はございますか。</p>
<p>矢代委員（9番）</p>	<p>場所的には、森宮の神社のあの辺は平坦なので、利用価値があってよいのではないかと思います。あまり実績のない会社に来て、やればやりっぱなしではいけないので、確実にやってくだされれば、一番ありがたいことだと思いますので、これからの活動を皆さんと見ていきたいと思っております。</p>
<p>吉野委員（6番）</p>	<p>竹パウダーを作っている会社なのですか。</p> <p>竹パウダーを肥料にしてラズベリーを育てようということなのですか。</p>
<p>事務局（寺井）</p>	<p>竹パウダーも生産していると伺っております。</p> <p>今回のラズベリーに使用するかどうかは書かれていませんが、追加資料の営農計画書の最後のページに付けている資料の中に、今回の土地選定理由の中に「弊社の生産している竹パウダーを使って新たな農業が始められないかと考え」という記述がありますので、おそらくその竹パウダーを使って何か農業用途に使えないかというお考えもあると思えます。</p>
<p>吉野委員（6番）</p>	<p>主に竹パウダーを生産している会社ということですか。</p>

事務局（寺井）

現在伺っているのは、そのように伺っています。

渡辺委員（5番）

竹パウダーとは竹を細かくして肥料にするものなのですか。

吉野委員（6番）

一度試験的に農協が持ってきたものを使ったが、すごく手間がかかります。

議長（森副会長）

竹パウダーは細かくするから、普通の機械では作れません。竹パウダーの場合は、料理の中に入れて使うこともできると思いますが、そんなに沢山使うものではありません。

計画どおりに事業を行ってくれば、竹林もきれいになるし、よいことではあると思います。

ほかに何か意見ございますか。

吉野委員（6番）

本当にちゃんと事業を行えるのかと思います。

以前、別の場所で新規参入してすぐに撤退した会社のようにならなければよいと思います。

議長（森副会長）

こういう場合、町として時々見に行つて、ちゃんと農業を行っているかどうか確認が必要だと思います。時々農業委員が見に行つてもよいと思います。

ほかに意見はありませんか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号 21 については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号 21 につきましては、許可することと決定しました。

次に、番号 22 については、6 番の吉野委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

吉野委員（6番）

現地調査をしてきたので御報告します。

場所は、八声です。国道 297 号を勝浦へ向かっていき、電気工事会社の所を左に入つて、200 メートルくらい進んだ所です。資料の 3 の 22 を見ていただきますと、〇〇〇〇氏宅になっていますが、実際には、この方ではなくて、この家を買った権利者の方がもうこの家を買つて住んでいるという状況です。

去年の1月に神奈川県川崎市から引っ越してきて、新規で農業を始めたいということで、転居してきて、本人も一所懸命に農業を頑張っているという状況です。

宅地の前に田があり、現状は草刈りがされていて、きれいになっている状態です。新規就農者であるがゆえに自分の家の前でも農地が買えなかったということなのでしょう。

権利者は、千葉県農業大学校を卒業して、その後民間企業に勤めて、農業をやりたいということで、一所懸命に頑張っている青年です。

私としては何の問題もないと思いますけれども、御審議の程よろしくお願いします。以上です。

議長（森副会長）

御苦労様でした。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

この方は、苺を栽培したいと言って行川に研修に行っている方ではないですか。

吉野委員（6番）

苺もそうなのですが、当面は露地野菜を作って、実家が居酒屋を経営しており、できた野菜はその実家で買ってもらうと本人は言っていました。

今後、大多喜の農業を担っていく期待の星と思って、私も家が近いので頻繁に行って、様子を伺いに行っている方です。

本当に一所懸命に農業を行っていますし、今後の大多喜の農業の核になっていける人に育てていきたいと思っている人材であります。

議長（森副会長）

ほかに質問はございますか。

質問はございませんか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号22については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号22につきましては、許可することと決定しました。

次に、番号23については、9番委員の矢代委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

矢代委員（9番）

議案第1号、番号23について。12月31日の午前中、権利



者と義務者の両名とは電話でお話をし、確認を得ております。私が現地調査を行ってきましたので御報告します。

資料番号3の23の位置図を御覧ください。

場所は、田丁区です。大多喜町自動車学校より5、6メートル手前から左折し、町道紺屋円照寺線をおよそ400メートル進んだ左側にあります。この道路は、大多喜斎場無想苑に続きます。

現況は、水稻を作付け中で、申請によると義務者は、管理が困難なので、30年来、権利者が小作しているのです、売買したいそうです。

また、この田は、公図を見ると ■■■番の隣となっておりますが、■■■番と1枚田となって使用されております。

権利者は、大多喜町の方で、勤めの関係で休みになると帰ってきて農業を行っているそうです。引き続き水稻を作付けしますので、問題はないと思われまます。

よろしく御審議の程お願いいたします。以上です。

議長（森副会長）

ありがとうございました。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

吉野委員（6番）

権利者の住所は千葉市になっていますが、この方が田を作りに来るのですか。

事務局（寺井）

はい。そのとおりです。

吉野委員（6番）

この場所だけですか。

事務局（寺井）

実際は、この場所以外にもいくつも小作をされている場所がございます。

吉野委員（6番）

この方の御実家はどこですか。トラクターもあるし、乾燥機もあるので。

事務局（寺井）

親御さんが実家にお住まいで、親御さんと経営が同一とみなしておりますので、その農業機械を使用して耕作されております。

議長（森副会長）

ほかに質問はございますか。

渡辺委員（5番）

権利者は、30年来耕作されているということは、50歳くらいですか。

事務局（寺井）

年齢は、58歳とのことでした。

議長（森副会長）

ほかに質問はございますか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号 23 については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号 23 につきましては、許可することと決定しました。

次に、番号 24 については、私が現地調査を担当いたしましたので、御報告いたします。

私が 12 月 30 日に現地調査をしておりますので、御報告いたします。

場所は、中野から入りまして、旧田代分校の 100 メートルくらい先の左側です。

これは、私が隣の田を作っていて、この方は 2 年位前に、こちらの空き家を買って、千葉から今のところ通っています。行く行くはこちらに住みたいということです。

ちょうどこちらに来ていたときに権利者に話をしまして、地続きなので、この土地を買って何か作ったらどうかと話をしましたら、安く売ってくれば買ってよいということでしたので、私が地主の方にも話をしまして話がまとまった所でございます。

いずれはハウスなども建ててみたいと聞いていますので、行く行くは大多喜に住んで畑仕事も営んでいきたいということでしたので、私も頼まれていて、話をしてみたら権利者が買ってくれることになりました。

面積的にも 1 反歩以上ありますので、新規就農者でも可能だと思いましたので、話が進んでいるところです。

住宅地との高低差は、6、70 センチメートルです。この面積が大体平らになっています。

以上です。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

渡辺委員（5 番）

この方も先程の方と同じように千葉市から通ってきて農業を行うということですか。

議長（森副会長）

今はそうです。行ったり来たりしています。たまに泊まっていることもあります。行く行くはこちらに住みたいという

ことです。ほかに山林も買いたいと言っていました。真面目  
そうな方です。年齢は、60歳過ぎですけど、まだ何年も大丈  
夫だと思います。

ほかに質問はございませんか。

(質問等なし)

議長 (森副会長)

質問がないようですので、番号 24 については、許可する  
こととして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (森副会長)

異議なしと認め、番号 24 につきましては、許可すること  
と決定いたしました。

議案第 1 号については、以上でございます。

続きまして、議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許  
可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 (寺井)

それでは、5 ページを御覧ください。

議案第 2 号。農地法第 4 条の規定による許可申請につい  
て。農地法第 4 条の規定による転用の許可申請があったの  
で、その可否について意見を求める。令和 3 年 1 月 7 日提出、  
大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 3。所在・地番、上原字中里 ■■■ 番の一部。地目、畑。  
地積、33 平方メートルのうち 5.55 平方メートル。外 2 筆、  
合計 3 筆、合計地積が 422 平方メートルのうち 57.52 平方メ  
ートル。農地種別、2 種。農用地区域、外。権利者、大多喜  
町〇〇〇〇氏。事由、現在、他人の土地を借用して宅地に進  
入しているが、貸主からその土地の返却を求められているた  
め、申請地を進入路として使用し、宅地へ進入するため。な  
お、進入路部分には盛土し、砂利を敷設する。

説明は、以上です。

議長 (森副会長)

事務局の説明が終わりました。

議案第 2 号、番号 3 については、8 番委員の山口委員が現  
地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

山口委員 (8 番)

12 月 28 日、私と代理人と事務局職員 1 名の 3 人で現地調  
査をいたしました。

場所は、千葉銀行から左の方に行きます。建設会社の手前  
を左に入れていって、300 メートルくらい進んでいきますと、

右側に2階建てのアパートがあります。その手前を右に入っていくのですが、右に入っていく突き当りは、〇〇氏のお宅で、その奥に申請者の家があります。

申請者の居宅は、非常に条件が悪く、袋小路のようになっています。ですから、申請者の家へは、公道上から入る所がないのです。以前は隣家の敷地内を進入路として使わせてもらっていたということですが、隣家の世代が変わってから、その通行を断られてしまったとのこと。

そのため、現在は公道に出ることができないので、そのアパートの手前から入った右側の、農地を買って、自己所有の農地と合わせて道路を作り、自宅への進入路を作る計画です。

申請者は、年配の方らしくて、購入する農地は、息子さんの名義で申請しています。

資料に写真が載っていますが、農地の端を50センチメートルくらい盛土して砂利を敷いて自動車の通れる幅の進入路を作りたいということです。

吉野委員（6番）

資料の動態地図を見ますと、現状、自動車修理工場の所から上がってきた道から入れるような進入路がありますが、この道は使えないということですか。

山口委員（8番）

そのとおりです。その道が以前進入路としていた道で、現在は使用を断られている道です。それで、アパート側の公道へ出る道を作るとのことです。

吉野委員（6番）

この土地を売る方から全員了承を得ているのなら何ら問題はないと思います。

山口委員（8番）

その入口の土地が〇〇氏の土地で、そこは買って、自己所有の土地と合わせて公道へ出る道を作りたいというものです。

吉野委員（6番）

このアパートの所は、町道なのですか。

山口委員（8番）

公道だと思われます。私道ではないと思います。公道として使われていて、自動車の出入りもあります。突き当りは、別の民家なので、自分の家に入るためには、その手前を右手に入っていかなければなりません。ですので、大きく迂回する感じです。

議長（森副会長）

申請者は、近隣の皆さんに許可を取ってあるのですよね。

山口委員（8番）

許可を取ってあるようです。

一部、50センチメートルくらい盛り土をしなければならないのですが、その盛り土についても全て了解を得ているそうです。

資料番号4の3の地図を見ていただくと、右の方に公道があります。その公道を右に入っていくと、〇〇さん宅があります。アパートは、その公道に沿って左方にあると思います。そうすると、〇〇さん宅の前の通りが、公道になっているのではないかと思います。

議長（森副会長）

いずれにしても、資料3枚目に記載の赤く色塗りしてある部分を広げようということですね。

山口委員（8番）

そのとおりです。

渡辺委員（5番）

資料番号4の3の最終ページの図を見るとよく分かります。今、議題としているのが、この赤く塗ってあるところです。そして、次の議題、議案3号になるのが、この縦の方です。これがこれから議題になります。

今までの道路には道路と記載されています。しかし、これでは幅が狭いので、広げて、進入路を作ろうという計画で、3案件が一体となったものであると考えられます。

理由はいろいろあると思いますが、生活のために進入路がほしいということですので、農地の転用について、問題がなければ許可してよろしいのではないかと私は思います。

議長（森副会長）

どうでしょうか今の意見。

ほかに質問がないようでしたらどうでしょうか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号3については、許可相当とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号3につきましては、許可相当とすることと決定しました。

議案第2号については、以上でございます。

続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

議案第3号。農地法第5条の規定による許可申請について。転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和3年1月7日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号17。所在・地番、上原字中里 ■■■番■■■。地目、畑。地積、62平方メートル。外1筆、合計2筆、合計地積が93平方メートル。農地種別、2筆ともに2種。農用地区域、2筆ともに区域外です。権利者、いすみ市〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、現在、他人の土地を借用して宅地に進入しているが、貸主からその土地の返却を求められているため、申請地を進入路用地として利用し宅地へ進入するため。転用を伴う所有権移転。

また、番号18につきましても番号17と関連した案件となりますので、続けて説明させていただきます。

番号18。所在・地番、上原字中里 ■■■番■■■。地目、畑。地積、9.71平方メートル。農地種別、2種。農用地区域、外。権利者、番号17と同様です。義務者、東庄町〇〇〇〇氏。事由につきましても番号17と同様です。

資料は5の17、5の18を御覧ください。

説明は、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

議案第3号、番号17及び番号18については、8番委員の山口委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

山口委員（8番）

御報告します。

議案第2号の案件と地続きの場所です。

先程、進入路の道幅を広げるということで、道路を作るということを説明しましたが、今案件は、その先を、要するに自己所有以外の土地を、少しですが、それを買って道路を繋げてきたいということです。そうしないと自分の家に着かないものですから。

権利者は、議案第2号の申請者の息子さんらしいです。今、一緒には住んでいませんが、この方からの申請です。

以上です。

議長（森副会長）

御苦労様でした。

それでは、山口委員からの現地調査報告が終わりました。質問のある方は、発言をお願いいたします。

(質問等なし)

議長 (森副会長)

質問がないようですので、番号 17 及び番号 18 については、許可相当とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (森副会長)

異議なしと認め、番号 17 及び番号 18 につきましては、許可相当とすることと決定しました。

議案第 3 号については、以上でございます。

続きまして、議案第 4 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 (寺井)

それでは、8 ページを御覧ください。

議案第 4 号。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するに当たり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。令和 3 年 1 月 7 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

1、大多喜町農用地利用集積計画案、別添のとおり。2、公告を予定する日、令和 3 年 1 月 12 日。

農用地利用集積計画の各筆明細書につきましては、整理番号 2 の 62 から整理番号 2 の 67 までです。

整理番号 2 の 62。利用権を設定する土地、利用権の条件、所在、大字笛倉、字神成坂、地番 ■■■。地目、田。地積、2,288 平方メートル。利用計画、水田として利用。外 2 筆、合計 3 筆、合計地積が 4,476 平方メートル。賃借権の設定で、コシヒカリ 120 キログラムでの設定です。利用権設定の期間が 10 年間で、令和 3 年 1 月 13 日から令和 12 年 12 月 31 日までです。借賃の支払につきましては、毎年 10 月 31 日までに持参払です。貸付者、大多喜町○○○○氏、借受者、大多喜町○○○○氏。

整理番号 2 の 63、所在、大字笛倉、字下田、地番 ■■■。地目、田。地積、1,891 平方メートル。利用計画、水田として利用。使用貸借権の設定で、利用権設定の期間は、10 年で、令和 3 年 1 月 13 日から令和 12 年 12 月 31 日までです。貸付者、大多喜町○○○○氏、借受者、大多喜町○○○○氏。

整理番号 2 の 64。所在、大字小沢又、字宮原、地番 ■■■の

■。地目、田。地積、533平方メートル。外1筆、合計2筆、合計地積が1,483平方メートル。利用計画、水田として利用。賃借権の設定で、借賃は、コシヒカリ玄米30キログラムです。利用権設定の期間は、6年で、令和3年1月13日から令和9年1月12日までです。借賃の支払い期日は、毎年9月30日までに持参払いです。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏、借受者、大多喜町〇〇〇〇氏。

このほか賃借権の設定につきまして、整理番号2の65、2の66の案件が提出されておりますので、御確認いただければと思います。

最後になりますが、整理番号2の67の説明に入らせていただきます。

所在、大字馬場内、字向井、地番■。地目、田。地積、446平方メートル。利用権の種類、使用賃借権。当事者間の法律関係、使用貸借。利用内容、畑として利用。利用権設定の期間は、9年間で、令和3年1月13日から令和12年1月12日までです。

本件は、農地中間管理機構が間に入りまして農地の貸借を行っております。借り手は、大多喜町〇〇〇〇氏、貸し手は、大多喜町〇〇〇〇氏。

なお、利用権の設定を受ける者、借り手の農業経営の状況については、19ページ及び20ページに掲載のとおりです。

また、中間管理機構を通じた案件の借り手は、青年等就農計画の認定を受けている方です。資料を見ていただきますと、既に農業経営を開始されておりました、露地野菜、施設野菜等の栽培を行っております。

説明は、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

渡辺委員（5番）

水耕栽培のベットとは、どのようなものですか。

事務局（寺井）

水耕栽培を行うための資材で、台のような形状のものです。

鈴木委員（4番）

資金計画について、大きな金額になっていますが、返済は必要ないのでしょうか。

事務局（加藤）

資料の青年等就農計画認定申請書の写しは、令和2年1月に提出されたもので、資金の箇所は、あくまでも申請時の計画でありまして、現在、実際に記載のとおり金額を借入れ



しているというものではありません。

実際に金融公庫から借入れたとすれば、返済は必要になります。もう一つの、支援交付金につきましては、返済は必要ないものです。

いずれも、計画として記載されているものですので、実際に申請されているかまでは、確認しておりません。

議長（森副会長）

ほかに質問はございませんか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、本案件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、本案件については、原案のとおり決定することといたします。

議案第4号は、以上でございます。

議件は、以上で終わります。

それでは、報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（寺井）

それでは、21ページを御覧ください。

報告第1号。農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。令和3年1月7日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号33。所在・地番、石神字日西後 ■番。地目、田。地積、2,924平方メートル。外20筆、合計21筆、合計地積が16,321.86平方メートル。登記原因・日付、相続、令和2年12月3日。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。

番号34。所在・地番、小谷松字川向 ■番。地目、田。地積、13平方メートル。登記原因・日付、相続、令和2年12月1日。権利者、千葉市〇〇〇〇氏。

続きまして、報告第2号に入ります。

報告第2号。農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。令和3年1月7日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号17。所在・地番、久保字川又 ■番。地目、田。地積、634平方メートル。変更登記地目、山林。外2筆、合計3筆、

合計地積が 1,188 平方メートル。登記原因・日付、昭和年月日不詳、地目変更。調査・報告地目。令和 2 年 11 月 17 日現地調査。浅野委員、矢代委員に確認をお願いしまして、事務局職員 2 名と調査を行いました。本照会地へは、立入が困難であったが、手前の久保 ■■■ 番、久保 ■■■ 番 ■■■ の現況が山林や非農地状況であったため、照会地も同様の状況と考え、また、航空写真も参考にし、農地への復元は困難と判断し、非農地回答とした。土地所有者の住所・氏名、鴨川市〇〇〇〇氏。

番号 18。所在・地番、会所字会所 ■■■ 番 ■■■。地目、畑。地積、277 平方メートル。変更登記地目、山林。登記原因・日付、年月日不詳、地目変更。調査・報告地目、令和 2 年 12 月 2 日現地調査。加曾利委員、佐川委員に確認をお願いしまして、事務局職員 1 名と調査を行いました。本照会地の現況は、長期間にわたり耕作された様子がなく、植林されてから 40 年くらい経過していると思われるスギとヒノキが生育しており、雑草や竹、灌木類も自生していたため、農地への復元は困難であると判断し、非農地回答とした。土地所有者の住所・氏名、大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 19。所在・地番、三又字梅田原 ■■■ 番 ■■■。地目、畑。地積、455 平方メートル。変更登記地目、山林。登記原因・日付、年月日不詳、地目変更。調査・報告地目、令和 2 年 12 月 11 日現地調査。渡辺委員、吉野委員に確認をお願いしまして、事務局職員 2 名と調査を行いました。本照会地の現況は、雑木や竹が繁茂し、長期間耕作が行われていない様子であった。通常農家が保有するトラクター等では農地への復元は困難と判断し、非農地回答とした。土地所有者の住所・氏名、大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 20。所在・地番、三又字梅田原 ■■■ 番 ■■■。地目、畑。地積、467 平方メートル。変更登記地目、山林。登記原因・日付、年月日不詳、地目変更。調査・報告地目、令和 2 年 12 月 11 日現地調査。渡辺委員、吉野委員に確認をお願いしまして、事務局職員 2 名と調査を行いました。本照会地の現況は、植栽されたと思われるマキや、その他の木々が生え、また、竹が自生しており、耕作可能な残地は殆どなく、長期間耕作が行われていない様子が明らかであった。通常農家が保有するトラクター等では農地への復元は困難と判断し、非農地回答とした。土地所有者の住所・氏名、大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 21。所在・地番、横山字矢沢 ■■■ 番 ■■■。地目、

畑。地積、232 平方メートル。変更登記地目、雑種地。登記原因・日付、昭和月日不詳、地目変更。調査・報告地目、令和 2 年 12 月 22 日現地調査。浅野委員、矢代委員に確認をお願いしまして、事務局職員 2 名と調査を行いました。本照会地の現況は、砕石が敷かれ、近くの自動車修理工場の廃車置場となっていた。税務部局の情報では、元々照会地の隣の筆は非住宅用地として課税され、平成 5 年からは宅地課税されていた。また、同筆は、昭和 61 年に小屋が建てられ、同年 4 月から建物課税がされていたが、令和元年 6 月に取り壊された。なお、この小屋へは東側の道路からは段差があり進入不可能なため、実質的に本照会地が進入路として使用されていたと考えるのが自然である。このような状況から、長期間耕作が行われていないことが明らかであり、農地への復元は困難と判断し、非農地回答とした。土地所有者の住所・氏名、大多喜町〇〇〇〇氏。

報告第 3 号、26 ページにまいります。

報告第 3 号。利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による中途解約に係る通知があったので報告する。令和 3 年 1 月 7 日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 13。所在・地番、横山字一本松 ■■■ 番。地目、田。地積、690 平方メートル。外 2 筆、合計 3 筆、合計地積が 2,051 平方メートル。貸付人、大多喜町〇〇〇〇氏。借受人、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、農地法第 3 条により、借受人へ所有権移転するため。

報告第 4 号。農地法施行規則第 29 条第 1 号に関する農地転用の届出について。下記のとおり届出があったので報告する。令和 3 年 1 月 7 日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 1。所在・地番、小内字長崎 ■■■ 番。地目、畑。地積、885 平方メートル。外 1 筆、合計 2 筆、合計地積が 1,059 平方メートル。転用の目的に係る施設、農業用倉庫。届出者、大多喜町〇〇〇〇氏。建築面積及び数量、123 平方メートル、1 棟。工事期間、令和 2 年 12 月 10 日から令和 2 年 12 月 30 日。

番号 2。所在・地番、大田代字部田 ■■■ 番。地目、田。地積、1,107 平方メートル。転用の目的に係る施設、農業機械用倉庫。届出者、大多喜町〇〇〇〇氏。建築面積及び数量、80 平方メートル、1 棟。工事期間、令和 2 年 12 月 15 日から令和 3 年 3 月 15 日。

28 ページ、報告第 5 号にまいります。

報告第 5 号。廃土処理（公共事業施行）事業の届出について。下記のとおり届出があったので報告する。令和 3 年 1 月 7 日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 2。所在・地番、板谷字恵古田 ■番■。地目、田。地積、935 平方メートル。土地所有者、大多喜町〇〇〇〇氏。廃土処理量、470 立方メートル。埋立ての高さ、1 メートル。当該農地の選択理由、所有者から要望があったため。工事期間、令和 2 年 11 月 19 日から令和 3 年 2 月 26 日。公共事業施行者、千葉県夷隅土木事務所長。

報告第 5 号につきましては、本日、資料をお配りしておりますので、位置について確認しておいてくださるようお願いいたします。

報告事項については、以上です。

議長（森副会長）

ありがとうございました。

以上、報告事項でございますので、御了解をいただきたいと思えます。

続いて議事日程 6、その他に入ります。

事務局何かございましたらお願いします。

事務局（寺井）

特にございません。

議長（森副会長）

それでは、以上をもちまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

事務局長（秋山課長）

大変お疲れ様でした。

以上をもちまして、本日の総会を閉会させていただきます。

お疲れ様でございました。

閉 会（午後 4 時 00 分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年1月7日

議長 森 紀久嗣

署名委員 矢代 山江

署名委員 鈴木 孝一